

平成30年第3回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成30年11月19日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

2 開催場所

尾張旭市役所3階 303会議室

3 出席委員

委員長 黒澤佳代

委員 若杉恵

委員 金田礼市

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 その他の出席者

事務職員（行政経営課法務文書係長） 寺尾綾

事務職員（行政経営課法務文書係主事） 中村拓哉

人事課長 松原芳宣

人事課人事研修係長 山本慎平

人事課人事研修係主査 長瀬絵里子

7 議題

分限・懲戒処分に係る関係例規等の見直しについて

職員の分限処分の指針の策定について

8 議事要旨

事務局（法務文書係長）	<p>御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日は、事務職員の行政経営課長が、他の公務により、欠席させていただいております。</p> <p>また、今回は、議題についての説明のため、人事課の職員に出席いただいておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、尾張旭市公平委員会議事規則第3条の規定により、本日の会議は公開で行い、会議終了後は会議録を公開いたしますがよろしいでしょうか。</p>
-------------	--

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、議事の進行については、委員長にお願いします。</p>
委員長	<p>委員 3 名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成 30 年第 3 回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。本日の議題は、分限・懲戒処分に係る関係例規等の見直しについてです。</p> <p>この議題について、事務局から説明してください。</p>
事務局（法務文書係長）	<p>(配布資料の確認)</p> <p>本日の議題の趣旨は、分限・懲戒処分に係る関係例規等の見直しにおいて、分限処分の指針を定めるに当たり、委員の御意見を伺うものです。</p> <p>それでは、内容については、人事課から説明いたしますので、よろしくお願いします。</p>
人事課	<p>(分限処分の概要及び職員の分限処分の指針の策定について、資料に基づき説明)</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問・御意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言をお願いします。</p>
金田委員	<p>このタイミングで分限処分の指針を策定する理由は何ですか。</p>
人事課長	<p>平成 28 年度から人事考課制度が義務化され、分限に関しても活用が位置付けられていることが大きな理由として挙げられます。</p>
金田委員	<p>休職については、手続を定めなくて良いですか。</p>
人事研修係長	<p>主治医・産業医の客観的判断を基にしており、これまでの運用ルールが形成されてきているため、あえて定める必要はないと考えております。また、他の自治体も同様に定めていないようです。</p>

金田委員	<p>職員の健康管理と分限処分を一体として、職員のフォローができるように考えてもらえると良いと思います。</p>
委員長	<p>今回の指針は、今までのルールを明文化したものという理解で良いですか。</p> <p>また、条例中に、「基準は指針による」といった規定はしなくても良いですか。</p>
人事課長	<p>今回の見直しは、どういった時に処分が行われるかがルール化されていなかったため、指針として示していこうというものです。条例中に規定することについては、他の自治体の状況からも、不要と考えます。</p> <p>なお、これまでの例としては、勤務成績不良によるものは該当なし、心身故障によるものは1件、その他その職に必要な適格性を欠く場合によるものが1件ございます。</p>
若杉委員	<p>分限と懲戒について、どちらも制裁に近いように感じますが、どのような違いがありますか。</p> <p>また、分限懲戒等審査会は、どのような人が委員となりますか。</p>
人事課長	<p>懲戒は、法令違反に対する制裁のようなものであるのに対して、分限は、法令違反ではなく、本人の資質であったり、心身の問題であったりといったものに対するもので、懲罰的な意味合いはありません。職員に対しては、どのような場合に処分になるのか、周知していくことが必要と考えております。</p> <p>審査会について、分限処分については対象外でしたが、不利益処分に当たるものですので、対象としていきたいと考えております。委員は、副市長を始めとした幹部職員を想定しております。</p>
委員長	<p>懲戒と分限で公表の方法に違いがありますか。</p>
人事課長	<p>基本的には、懲戒処分は公表し、分限処分は公表しません。</p>
金田委員	<p>指針の案を見ていると、今後、分限処分となる可能性がある職員への対応についてあまり定められていないように感じます。心身の故障が一番現実的な課題だと思いますので、処分される前のところで立ち直す手当をしていただけ</p>

	<p>るよう、考えていただきたいです。</p> <p>指針では、各所属に課されていることがありますが、現場は忙しく、慣れていないため、人事当局が積極的に関与しないと動いていかないのではないのでしょうか。</p>
人事課長	<p>現状では規定はありませんが、第一報は人事課に入るような体制になっております。御指摘のことについては、適切に運用できるようにしていきたいと思えます。</p>
金田委員	<p>指針について、職員にこのまま示されるのであれば、もう少し分かりやすい文章にできると良いと思えます。現状では、1つの文章が長いように感じます。</p>
人事課長	<p>他の事例から引用している部分も多いため、内容についてはしっかり見直していきたいと思えます。</p> <p>また、職員に示す際は、解説が必要であると考えております。</p>
金田委員	<p>心身に故障がある職員への分限処分の検討等の内容についてお伺いします。2名の医師のうち、1名が職務の遂行に支障がある等との判断をしなかったことにより、職員が復帰した後、再度病気休職になったときは、改めて2名の医師の診断を必要とするべきではないのでしょうか。</p>
人事課長	<p>分限処分を検討するに当たっては、客観的な判断という観点から、主治医と産業医の2名の診断によるものとしています。</p> <p>御指摘の状況においては、確かに、改めて2名の医師の診断を行う流れにしたほうが良い点もあると思えますので、検討いたします。</p>
金田委員	<p>指針では、「警告書の交付の後、弁明の機会を与えるものとする。」とありますが、ただし書で、「速やかに処分を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されています。弁明の機会が与えられないことは酷な気がしますが、いかがでしょうか。</p>
若杉委員	<p>薬物依存症のケースなど、急いで処分を行わないといけない場面を想定しているのではないのでしょうか。</p>
人事研修係長	<p>想定される事例を確認した上で、検討いたします。</p>
委員長	<p>人事課におかれましては、各委員から意見のありました</p>

	<p>内容を踏まえ、今後の事務を進めてくださるようお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして議題1を終了いたします。</p> <p>人事課の皆様、出席いただきありがとうございました。</p> <p>(人事課退室)</p> <p>では、次に2の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>
事務局（法務文書係長）	<p>特にございません。</p>
委員長	<p>それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>